



2021年9月10日

各 位

会 社 名 株式会社フォーシーズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 天童 淑巳
(コード番号 3726 東証二部)
問合せ先 執行役員管理副本部長 上 畠 正 教
(TEL. 092-720-5460)

新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ

当社は、2021年9月10日開催の取締役会において、2020年6月29日に発行した第三者割当による第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の一部譲渡について承認いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 本新株予約権の譲渡承認の経緯

当社は、2020年6月29日に本新株予約権総数18,182個（目的となる普通株式の数1,818,200株）を発行いたしました。当初の割当先は、Oakキャピタル株式会社（以下、「Oakキャピタル」といいます。）であり、2020年7月以降計2,021個（202,100株）の行使があり、100,039,500円の払込を受けました。この度、Oakキャピタルから現在保有している未行使の本新株予約権16,161個（1,616,100株）をOakキャピタルの100%連結子会社であるスターリング証券株式会社（以下、「スターリング証券」）といいます。）に譲渡することについての承認申請がございました。

スターリング証券は、証券事業・投資銀行事業・アセットマネジメント事業を展開しており、2021年4月にOakキャピタルグループのエクイティファイナンス引受業務の全てをスターリング証券にて実施することとなり、それに合わせて当時Oakキャピタルの取締役であり、当該業務の責任者である榎野冬樹氏が、スターリング証券の代表取締役社長に就任しております。Oakキャピタルにおいては、当社が2020年6月25日に開示しております「成長戦略に関するお知らせ」の内容に記載しております、衛生コンサルティング事業の将来性に関心を持っていただき、また新たな成長基盤の構築へ向けた新規事業のご提案もいただいております。当社における今後のM&A戦略においてもスターリング証券には積極的にご協力をいただけるという意思も確認しております。

当社としては、引続きファイナンス面での支援と当社の成長に資する事業機会の創出という事業面での支援を提供いただけること、及び発行時におけるOakキャピタルの投資方針がスターリング証券においても継続されるとのことから、本件新株予約権の譲渡を承認いたしました。

2. 新株予約権の譲渡内容

(1) 譲 渡 人	Oakキャピタル株式会社
(2) 譲 渡 先	スターリング証券株式会社
(3) 譲渡予定時期	2021年9月予定
(4) 譲渡個数	16,161個
(5) 目的となる普通株式数	1,616,100株
(6) 譲渡金額	4,848,300円（本新株予約権1個につき300円）

3. 本新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称	株式会社フォーシーズホールディングス第 15 回新株予約権
(2) 発行日	2020年6月29日
(3) 発行した新株予約権の総数	18,182 個
(4) 発行価額	5,454,600 円 (本新株予約権 1 個当たり 300 円)
(5) 当該発行による潜在株式数	1,818,200 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
(6) 行使価額	1 株当たり 495 円
(7) 募集又は割当方法 (当初割当先)	第三者割当の方式により、全額を O a k キャピタル株式会社に割り当てる。
(8) 行使期間	2020年6月29日～2022年6月28日
(9) その他	①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 300 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

※ 本件譲渡による本新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありません。

4. 譲渡先の概要

(1) 名称	スターリング証券株式会社		
(2) 所在地	東京都港区赤坂 8-10-24 住友不動産青山ビル南館 6 階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 楨野 冬樹		
(4) 事業の内容	投資銀行事業・証券事業・アセットマネジメント事業		
(5) 資本金	350 百万円		
(6) 設立年月日	2004年6月17日		
(7) 大株主及び持ち株比率	O a k キャピタル株式会社 (100%)		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	該当事項はありません	

スターリング証券は、金融商品取引業者として登録しており (関東財務局長 (金商第 247 号)、金融庁の監督及び規制に服しております。また、スターリング証券は、東京証券取引所市場第二部に上場している O a k キャピタルの完全子会社であります。当社は、O a k キャピタルが株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、O a k キャピタル及びその子会社が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、W e b 等のメディア掲載情報の検索により、スターリング証券及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

また、譲渡先であるスターリング証券から、本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を口頭で受けており、譲渡先の 2021 年 3 月期の決算報告書及び、2022 年 3 月期第 1 四半期の残高試算表及び、親会社である O a k キャピタルの 2022 年 3 月期第

1 四半期の四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、スターリング証券が当該行使等に要する資金に対し現預金その他の流動資産を十分に保有していることを確認しております。

5. 譲渡先の保有方針

本新株予約権について、当社とスターリング証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、同社は当社に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や親会社となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。なお、スターリング証券が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

6. 譲渡前後の本新株予約権の状況

(1) Oakキャピタル株式会社

	議決権個数 (潜在株式数)	総議決権数に対する割合
譲渡前	16,161 個 (1,616,100 株)	18.50%
譲渡後	—	—

(2) スターリング証券株式会社

	議決権個数 (潜在株式数)	総議決権数に対する割合
譲渡前	—	—
譲渡後	16,161 個 (1,616,100 株)	18.50%

*総議決権数に対する割合については、2021年6月30日現在の総議決権数71,206個に、未行使の本新株予約権全部が行使されることにより増加する議決権数16,161個を加えた議決権数87,367個に対する割合を算出して記載しております。

7. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡による当社の連結業績による影響はありません。

以 上